

令和4年1月21日

在宅勤務の実施について

本機構では、新型コロナウイルス感染症対策として、まん延防止等重点措置の対象地域として東京都が指定されている間、可能な範囲で在宅勤務を推進することといたします。

会員の皆様にはご不便をおかけしないように努めますが、何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。